

育児・介護休業等に関する規程の概要 [令和7年改正対応]

	条文	育児制度	条文	介護制度
休業	1条	◇育児休業 1, 原則として子どもが1歳になるまでの間 2, 例外的な措置として、最大2歳まで延長可 原則一子につき2回まで、延長は一子につき1回限り	3条	◇介護休業 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、 2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者。 <対象家族の範囲> 配偶者／父母／子／配偶者の父母／祖父母／兄弟姉妹／孫 ・家族1人につき、3回まで分割可、通算 93 日までの範囲内
出生時 育児休業	2条	◇産後パパ育休 出生日から8週間以内に4週間以内の期間の出生時育児休業		
休暇	4条	◇子の看護等休暇 小学校第3学年終了までの子を養育する職員は、 ①負傷し、又は疾病、②予防接種や健康診断、 ③感染症に伴う学級閉鎖、④当該子の入園、卒園式 ・1人の場合は1年間につき5日、2人以上は1年間につき10日を限度	5条	◇介護休暇 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、対象 家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間に つき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。
所定外労働 の制限	6条	小学校就学の始期までの子を養育するため請求した場合は、	要介護状態にある家族を介護するために請求した場合は	
		事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。		
時間外労働 の制限	7条	小学校就学の始期までの子を養育するため請求した場合には、	要介護状態にある家族を介護するために請求した場合には、	
		1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。		
深夜業の 制限	8条	小学校就学の始期までの子を養育するため請求した場合には、	要介護状態にある家族を介護するために請求した場合には、	
		事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に労働させることはない		
短時間 時差出勤	9条	3歳に満たない子を養育する職員は、申出で変更可 短時間勤務：9:00～16:00、	11条	要介護状態にある家族を介護する職員は、申出で変更可 短時間勤務：9:00～16:00、
柔軟な 働き方	10条	3歳から小学校就学の始期まで、申出で変更可。 ①始業・終業の繰上げ(8:00～16:45)、繰下げ(9:00～17:45) ②短時間勤務：9:00～16:00、		